

災害により被害を受けられた方へ

(平成 30 年 6 月)

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告等で「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法、「所得税法」に定める雑損控除の方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

	災 害 減 免 法	所 得 税 法 (雑 損 控 除)								
損失の発生原因	災害による損失に限られます。	災害、盗難、横領による損失が対象となります。								
対象となる資産の範囲等	損害金額が住宅又は家財の 1/2 以上であることが必要です。 (損害金額は、所得税法の差引損失額と同じです。)	生活に通常必要な資産に限られます。 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)								
所得税の軽減額 又は 控除額の計算	<table border="1"><thead><tr><th>その年の所得金額</th><th>所得税の軽減額</th></tr></thead><tbody><tr><td>500 万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>〔 500 万円超 〕 〔 750 万円以下 〕</td><td>2 分の 1 の軽減</td></tr><tr><td>〔 750 万円超 〕 〔 1,000 万円以下 〕</td><td>4 分の 1 の軽減</td></tr></tbody></table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500 万円以下	全額免除	〔 500 万円超 〕 〔 750 万円以下 〕	2 分の 1 の軽減	〔 750 万円超 〕 〔 1,000 万円以下 〕	4 分の 1 の軽減	控除額は次の①と②のうちいずれか多い方の金額です。 ① 差引損失額－所得金額の 10 分の 1 ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5 万円 (注) イ 差引損失額 ＝損害額－保険金などによって補填される金額 ロ 災害関連支出 滅失した住宅、家財を除去するための費用など災害等に関連してやむを得ない支出をした金額 ※ イの「損害額」には、ロの「災害関連支出」の金額を含みます。
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500 万円以下	全額免除									
〔 500 万円超 〕 〔 750 万円以下 〕	2 分の 1 の軽減									
〔 750 万円超 〕 〔 1,000 万円以下 〕	4 分の 1 の軽減									
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none">・ 損害を受けた年分の所得金額が 1,000 万円以下の人に限ります。・ 「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」など、住宅又は家財の損害状況が分かる書類を確定申告書に添付することが必要です。	<ul style="list-style-type: none">・ 災害関連支出については、領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。・ 雑損控除の金額について、その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後 3 年間繰り越して各年の所得金額から控除できます。								

確定申告が必要な方

- (1) 所得税及び復興特別所得税の納付額を軽減するため、災害減免法や雑損控除の適用を受ける方
- (2) 事業者の方で、被災などにより所得金額が赤字になった方で、純損失の金額を翌年以後に繰り越す方
(白色申告者の場合と青色申告者の場合では計算方法が異なります。)
- (3) サラリーマンの方などで、源泉徴収税額の還付を受けるため、災害減免法や雑損控除の適用を受ける方
(源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄が「0」となっている場合には、還付される税額はありません。)
- (4) その年中の給与等について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- (5) 所得金額から控除しきれなかった雑損控除の金額を翌年に繰り越す方 など

ご用意いただくもの

- ・ 被害を受けた住宅の取得年月、床面積及び自家用車の取得年月などが分かるもの
(売買契約書などでその取得価額の分かるもの及び修繕費などの災害関連支出の領収証が残っていれば併せてご用意ください。)
- ・ 保険金等で補填される金額がある場合、その金額が分かる書類
- ・ り災(被災)証明書の写し
- ・ 源泉徴収票(サラリーマンの方)などの確定申告関係の書類
- ・ 振込先金融機関の口座番号(申告する方の名義の口座に限ります。)の分かるもの、印鑑

○ 雑損控除の損失額の算定方法

災害により被害を受けた住宅、家財及び自家用車の損失額の計算については、個々の資産ごとに被害に遭ったときの直前における時価又は簿価（損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして譲渡所得の金額の計算をした場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額）を基礎として個別に計算することとされています。

しかし、被害が大きく個別に損失額を計算することが困難な場合には、次のページの「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」により計算した金額を損失額とすることができます。

表1 平成30年分地域別・構造別工事費用表（1㎡当たり）（千円）

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨造
滋賀	160	196	218	218
京都	168	177	218	227
大阪	157	218	227	219
兵庫	164	272	221	222
奈良	159	0	223	214
和歌山	161	227	272	229
全国平均	168	254	240	228

（注）該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合には、全国平均の工事費用を使用して差し支えありません。

表2 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注）大人（18歳以上）1名につき130万円加算し、子供（18歳未満）1名につき80万円加算します。

※ 単身赴任者が赴任先で被害に遭われた場合や離婚している場合は、「独身」として計算します。

※ 配偶者と死別している場合は、「夫婦」欄を使用し、大人1名分（130万円）を差し引いて計算します。

※ 同一世帯に収入のある方が複数いる場合は、所得金額に基づき按分するなど適宜の方法で持分割合を算出します。

表3 被害割合表

区分	被害区分	被害割合	
		住宅	家財
損	全壊・流出・埋没・倒壊	%	%
	(倒壊に準ずるものを含む)	100	100
壊	半壊	50	50
	一部破損	5	5

（注）車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には、100%とするなど、個々の被害状況を踏まえ適用します。

表4 耐用年数表

種類	構造	耐用年数	償却率
建 物	木造又は合成樹脂造	33	0.031
	木骨モルタル造	30	0.034
	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	70	0.015
	金属造（肉厚4mm超）	51	0.020
	金属造（肉厚3mm超4mm以下）	40	0.025
	金属造（肉厚3mm以下）	28	0.036
自家用車	普通	9	0.111
	軽自動車（総排気量660CC以下）	6	0.166

※ 上記の耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものです。

（注）被害を受けた資産が、その取得の時に中古住宅又は中古車である場合の耐用年数等については、税務署にお尋ねください。

※ その他お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（所得税担当）へお尋ねください。

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住所 _____

氏名 _____

災害年月日	年 月 日	災害名	
住宅の区分	平屋・二階建・その他 ()		
住宅の取得年月	年 月	住宅の総床面積	m ²
住宅の構造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・金属造・その他 ()		
被害の区分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊・一部破損 ※ ご相談される方は、あらかじめ太枠線内を記入してください。		

1 住宅、家財等の損失額の計算

1 住宅の 損失額	① 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	(1)		円
	② ①以外の場合 1 m ² 当りの工事費用×総床面積 ※ 表1「地域別・構造別工事費用表」参照	(2)	_____ 千円/m ² × _____ m ² =	円
	((1)又は(2))×0.9×償却率×経過年数 (注1) ※ 表4「耐用年数表」の「償却率」参照	(3)	_____ × 0.9 × _____ × _____ 年 =	円
	被災直前の簿価相当額 {(1)又は(2) - (3)}	(4)		円
	損害額 ((4)×被害割合) (注2) ※ 表3「被害割合表」の「被害割合」参照	(5)	被害割合 _____ %	
	保険金などで補填される金額 (注2)	(6)		
	差引損失額 ((5)-(6))	(7)		
2 家財の 損失額	① 取得価額等が明らかな場合 家財の簿価の合計額	(8)		円
	② 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 _____ 歳) (夫婦・独身・離婚・死別) ※ 表2「家族構成別家財評価額」参照	(9)		円
	①以外の場合 生計を一にする親族による加算額		18歳以上 1,300,000円 × _____ 人 = _____ 円	
	18歳以上の者 1人につき 1,300,000円	(10)	18歳未満 800,000円 × _____ 人 = _____ 円	
	18歳未満の者 1人につき 800,000円		計 _____ 円	
	被災直前の簿価相当額 ((9)+(10))	(11)		円
	損害額 ((8)又は(11)×被害割合) (注2)	(12)	被害割合 _____ %	
保険金などで補填される金額 (注2)	(13)			
差引損失額 ((12)-(13))	(14)			
3 車両の 損失額	普通・軽の区分		普通・軽	
	取得年月		年 月	
	車両の取得価額	(15)		円
	((15)×0.9×償却率×経過年数) (注1)	(16)	_____ × 0.9 × _____ × _____ 年 =	円
	被災直前の簿価相当額 ((15)-(16))	(17)		円
	損害額 ((17)×被害割合)	(18)	被害割合 _____ %	
	保険金などで補填される金額	(19)		
差引損失額 ((18)-(19))	(20)			
損失額の合計 ((7)+(14)+(20))	(21)			

(注1) 経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

(注2) 住宅又は家財について共有持分がある場合には、あなたの持分に相当する額を記載します。

この用紙は、雑損失の金額のうち災害関連支出がある場合に使用します。損失額の合理的な計算方法により損失額を計算する場合には、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を併せて使用します。

2 災害関連支出の内訳

原状回復のための支出	区分 〔住宅 家財 車両〕	支払先の 名称・所在地等	工事内容	支払年月日	支払金額 円	支払金額の内訳			A 原状回復 のための 支出額 ($H \times 30\% + I$) 円
						イ 原状回復 のための 支出金額 円	ロ 資金的 支出 の額 円	ハ イとロの 区分が困難 な場合 円	
				・					
				・					
				・					
合 計									
取壊し、 除去等の 費用	区分 〔住宅 家財 車両〕	支払先の 名称・所在地等	工事内容	支払年月日	B 支払金額 円	【備考】			
						合 計			

3 損失額の計算

区 分	住 宅	家 財	車 両	C 合 計
損 害 金 額	(1の⑤)の金額 円	(1の⑫)の金額 円	(1の⑱)の金額 円	
〔1 住宅、家財等の損失額の計算〕の ⑤、⑫、⑱の金額をそれぞれ「住宅」、 「家財」又は「車両」の欄に記入します。〕 ①				
原状回復のための支出額 (2のA欄の区分ごとの金額) ②				
①と②のいずれか大きい方の金額 ③				円
③から差し引く保険金等で補填される金額 (③の金額を超える場合は③の金額) ④				
③ - ④ ⑤				
原状回復に係る災害関連支出の金額 (② - ①) (赤字のときは0、⑤の金額を限度) ⑥				
取壊し、除去等の額の合計額 (2のB欄の区分ごとの金額) ⑦				
⑦から差し引く保険金等で補填される金額 (⑦の金額を超える場合は⑦の金額) ⑧				
⑦ - ⑧ ⑨				
災害関連支出の金額 (⑥ + ⑨) ⑩				
損失額の計 (① + ⑩) ⑪				

4 雑損控除額の計算

全体の損害金額等	
損害金額 (③のC) + (⑦のC) ⑫	円
保険金などで補填される金額 (④のC) + (⑧のC) ⑬	
差引損失額 (⑫ - ⑬) ⑭	
所得金額 ⑮	
$⑮ \times 0.1$ ⑯	
$⑭ - ⑯$ (赤字のときは0) ⑰	
差引損失額のうち災害関連支出の金額 (⑩のC) ⑱	
$⑱ - 50,000$ 円 (赤字のときは0) ⑲	
雑損失の金額 (⑰と⑲のいずれか多い方の金額) ⑳	
雑損控除額 (⑮と⑳のいずれか少ない方の金額) ㉑	
翌年以後に繰り越す雑損失の金額 (㉑ - ⑮) ㉒ (赤字のときは0)	

「確定申告書等
作成コーナー」
(パソコン)で
申告書を作成さ
れる方は、「雑
損控除」の画面
で、⑫、⑬、⑱
の金額を入力し
てください。

